

第7章 会計及び会計監査

第26条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもって充て、総会で議決された予算に基づいて施行し、決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第27条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 監事は会員の中から2名選出し、その年度の会計を監査し、総会に報告する。

第8章 個人情報

第29条 この会の個人情報の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 役員及び委員から収集した個人情報は、この会の目的を達成することに限り、この会と本校で利用する。
また、会長を管理責任者とし、紛失・破壊・改ざん及び漏えいなどの危険防止に努める。
- (2) 役員及び委員の個人情報は第三者に開示しない。ただし法令の定める場合にはこの限りではない。
- (3) この会の任務達成のために名簿を作成した場合、これを第三者に提供してはならない。ただし、役員及び委員の氏名のみ、一般に公開するものとする。
- (4) 会員の個人情報が必要となった場合は、本校と連携・連絡を取り共有する。会員の個人情報の取り扱いには十分注意するとともに、この会の目的達成以外には利用しない。

第30条 この会の写真及び動画の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 写真に人物が写っている場合、一般にPTA活動として容認される範囲であれば、掲載の承諾は取らない。
- (2) 撮影した動画についても写真と同等の扱いとする。

第9章 免責

第31条 この会は、その活動において安全確保や権利の尊重に努めるが、不測の事態で何らかの損失が起こった場合、いかなる責任も負わないものとする。

第10章 細則

第32条 この会則に定めるものの他、運営・施行に必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この会則は、昭和55年10月25日より施行する。

昭和58年2月 7日	一部改正	平成14年5月10日	一部改正
昭和61年5月17日	一部改正	平成18年5月11日	一部改正
昭和62年5月 9日	一部改正	平成19年5月10日	一部改正
昭和63年5月14日	一部改正	平成25年5月 2日	一部改正
平成 1年1月21日	一部改正	平成30年4月25日	一部改正
平成 5年5月 1日	一部改正	平成31年4月24日	一部改正
平成 8年5月18日	一部改正	令和 2年6月30日	一部改正
平成11年1月22日	一部改正	令和 3年5月18日	一部改正
		令和 4年5月10日	一部改正(案)